

使用料・手数料の見直しに係るガイドライン（案）に対する 意見募集について

◆案 件

使用料・手数料の見直しに係るガイドライン（案）

◆目 的

本市では、財政再構築プログラム（平成 20 年度～）や「更なる財政再構築プログラム（平成 22 年度～）」、「（新）集中改革プラン（平成 24 年度～）」の際に、使用料・手数料の改定を行って以降、最低限必要なもの以外は料金を据え置いてきました。しかし、物価・人件費の高騰や厳しい財政状況の中で行政サービスを維持していくためには、使用料・手数料の額について、経費の実態等を踏まえた定期的な見直し（概ね 5 年程度）を行う必要があります。そのため「使用料・手数料の見直しに係るガイドライン」を策定し、見直しに向けた考え方の整理を行います。

つきましては、このガイドライン案に対して、広く市民等の多様な意見や情報を把握することを目的にパブリックコメントを実施します。

◆閲覧場所

市役所企画政策課（庁舎 3 階）、市役所情報公開コーナー、各コミュニティセンター
及び市ホームページ

◆意見提出の期間

令和 7 年 7 月 1 日（火曜日）から令和 7 年 7 月 3 1 日（木曜日）

◆意見の提出方法

- ・ 郵送（郵送の場合は、当日消印有効）
- ・ 持参
- ・ Eメール：seisaku@city.ritto.lg.jp
- ・ ファックス：077-554-1123
- ・ 電子申請（市ホームページの申請フォームから申請）

◆意見書

- ご意見は、別添の意見書に記入していただき提出してください。
- ご意見の記入方法は、要点を項目として記入し、意見をできるだけ簡単明瞭にまとめて記述してください。
- 氏名には必ずふりがなをつけてください。
- 市内に住所を有しない人は勤務先または所属の名称を記入ください。

◆意見提出者の資格

市内に住所を有する人、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人、その他団体、市内に存する事務所又は事業所に勤務する人、市内に存する学校に在籍する人、その他パブリックコメントにかかる事案に利害関係を有する人

◆いただいた意見の取り扱い

- 提出いただいた意見に対しては、内容を整理したうえで、後日これに対する市の考えとともに市のホームページにて公表します。
- 抽象的な意見や要望、具体的な検討ができないものなどには市の考えを示さないことがあります。
- 意見提出結果公表の際は、ご意見の内容以外は公表しません。
- 意見書に含まれる個人情報、市条例に基づき適正に取り扱います。

◆問い合わせ・意見の提出先

〒520-3088 栗東市安養寺一丁目 13 番 33 号

栗東市政策推進部企画政策課 パブリックコメント担当 宛

電話：077-551-1808／ファックス：077-554-1123

Eメール：seisaku@city.ritto.lg.jp